

2001. 7. 10

学生協ニュース

No.28

東北大学学生生活協議会広報委員会

川内北キャンパスで今年度2度目の学内搜索が行われました

6月14日（木）の早朝（午前7時4分～9時23分頃まで）、川内北キャンパスの新サークル棟211号（社会思想研究会）ならびにサークルF棟11号（部落解放研究会）に対して、宮城県警による搜索が行われました。

前回5月14日搜索と同様に、現場では大学の担当者が立ち会い、この搜索が正規の手続きを経て裁判官が発行した搜索差押令状に基づいて行われるものであることをまず確認しました。その上で、搜索・差押えが適法に行われるよう配慮しました。今回搜索の基となった令状は、平成12年12月に東京都清瀬市で発生した革命的労働者協会活動家殺人事件に関連し、上記2カ所を搜索して、チラシ、ピラ、機関誌など令状に記載されたものの差押えを裁判所が認めるものでした。いうまでもなく裁判所の令状に基づく搜索である以上、大学は、これを拒否するという選択はできません。

この搜索の間、黒いヘルメットを着用した者を含む学生によるシュプレヒコールやアジ演説などが行われましたが、搜索は大きな混乱もなく終了しました。しかし、大学の強い申し入れにもかかわらず残念ながら8時50分の授業開始以後も搜索が続けられたため、この点については、今後そのようなことのないように大学は強く申し入れを行いました。

搜索後の押収品目録交付書が発行されました

この搜索の際に発行された押収品目録交付書の宛先が、従来のように搜索に立ち会った教官ではなく、搜索を受けた部屋を使用しているサークルの代表者になっていたことにつき、搜索を受けたサークルの代表者等から、大学に対して抗議がありました。抗議は、先に記した2サークルの代表者の氏名を、大学が警察官に伝えたこと等に対するものでした。この点について大学の見解を説明します。

第1に、押収品目録交付書の宛先は、刑事訴訟法222条によって準用される同法120条（「押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者に、これを交付しなければならない。」）によって、押収された物の「所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者」とされています。今回の場合、搜索を受けたサークル部室を使っていたサークルの代表者は、押収された物の「所有者、所持者若しくは保管者」であると考えられますから、そのサークルの代表者が宛先とされることには適法なことであるといえます。（裏面に続く）

第2に、捜索に立ち会っていた教官は、慣例となっている従来の方式で（すなわち宛先を教官にして）押収品目録交付書を発行するよう、警察官に繰り返し強く求めましたが、警察官が、今回は被疑事実が殺人事件であるということなどに鑑み、上記刑事訴訟法120条に規定される第一義的宛先である「所有者、所持者若しくは保管者」宛に発行したいという強い意向を示しました。そのため、10数分もの警察側との話し合いの後、大学としては、今回の捜索の被疑事実が殺人という重大かつ特異で極めて反社会性の高い行為であることを考慮し、サークル代表者宛にすることをやむを得ないこととして承諾し、その代表者氏名を警察官に伝えました。

抗議行動が行われ、質問状が送付されました

この問題につき、6月29日（金）約30名の学生が片平学務部庁舎前に集まり、捜索を認めたこと、2サークル代表者の氏名を教えたこと、押収品目録交付書の実物を直接代表者に渡そうとしたこと（代表者は受け取りを拒否）等につき、大学に抗議する演説を行いました。また、7月2日（月）には、文化部サークル協議会運営委員会（サ協）及び2サークル名義の同内容の「質問状」が、学務部学生課長宛に送付されました。

代表者への押収品目録交付書の手渡しは上記刑事訴訟法に照らして全く適法なものです。代表者が受け取りを拒否した押収品目録交付書を警察に返還した点にも抗議がありました。受け取りを拒否されたとはいえ公文書である以上、大学はこれを破棄することはできません。また、この件に関して何の決定権も無く事実決定にもあずかっていない事務官に、「質問状」という名目で抗議するのも極めて理不尽な行為です。